


平成 27 年 6 月 17 日


国立大学法人東京工業大学
学長 三島 良直 殿

国立大学法人東京工業大学

監事（常 勤）

榎 並 和 雅 

監事（非常勤）

清 水 康 敬 

平成 26 年度 監事監査報告

国立大学法人法第 11 条第 4 項及び第 35 条において準用する独立行政法人通則法第 38 条第 2 項並びに国立大学法人東京工業大学監事監査規程に基づき、国立大学法人東京工業大学（以下「当法人」という。）の平成 26 事業年度（平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日まで）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、業務実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、学長、理事・副学長、内部監査室、企画・評価課、部局長、その他教職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、当法人における業務及び財産の状況及び文部科学大臣に提出する書類を調査した。

平成 26 年度は特に、下記の点を重点監査項目として設定し、関係役職員及び全部局長等からの説明を聴取するなどにより調査した。

- (1) 学長のリーダーシップの確立に関する事項
- (2) 研究費の不正使用防止のための取組に関する事項
- (3) 研究不正の防止と研究成果の適切な発表に関する事項
- (4) 当法人の Web サイトに関する事項

また、監事を除く役員の職務の執行が国立大学法人法、学校教育法及び他の法令に適

合することを確保するための体制，その他当法人の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）について，役職員等からその整備及び運用の状況について随時報告を受け，必要に応じて説明を求めた。

さらに，当該年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）について検証するに当たっては，会計監査人が独立の立場を保持し，かつ，適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに，会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け，必要に応じて説明を求めた。また，会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け，必要に応じて説明を求めた。

学長と当法人との利益相反取引並びに学長及び理事・副学長の当法人業務以外の業務に関しては，必要に応じて学長及び理事・副学長から報告を求めるとともにその有無を調査した。

以上の方法に基づき，当法人の当該事業年度に係る業務，事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

II. 監査の結果

1. 当法人の業務の法令等に対する適正性及び中期目標達成に向けた執行状況に関する意見

- ・ 当法人の業務は，法令等に従い適正に実施され，また，中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。
- ・ 業務の遂行に関して，法令に違反する重大な事実は認められない。

2. 当法人の内部統制システムの整備及び運用に関する意見

- ・ 平成27年4月に施行された国立大学法人法及び学校教育法等の改正に合わせて，当法人では平成27年3月に，内部統制システムに関する内部規則や業務方法書等の整備を行った。それら業務方法書等の記載内容は相当であると認める。
- ・ 内部統制システムに関する学長及び理事・副学長の職務の執行について，指摘すべき重大な事項は認められない。

3. 当法人役員の職務遂行における不正行為又は法令等に違反する事実について

- ・ 学長及び理事・副学長の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4. 財務諸表等についての意見

- ・ 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認め

る。

- ・ 貸借対照表及び損益計算書は、当法人の財政状態及び運営成績を適正に表示していると認める。
- ・ キャッシュ・フロー計算書は、当法人のキャッシュ・フローを正しく表示していると認める。
- ・ 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合していると認める。
- ・ 国立大学法人等業務実施コスト計算書は、業務運営のコストを発生原因ごとに正しく表示していると認める。
- ・ 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘する事項はない。
- ・ 決算報告書は、当法人の予算区分に従って決算の状況を正しく表示していると認める。

5. 事業報告書についての意見

- ・ 事業報告書は、法令に従い、当法人の状況を的確に示しているものと認める。

III. 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1. 給与水準

- ・ 当法人の役職員等の給与水準は、国家公務員の給与体系に準じており、適正であると認める。

2. 随意契約

- ・ 平成 26 年度の随意契約等、競争入札によらない契約及び毎月の契約実績等について、担当課から毎月、説明を求め確認しており、会計処理が適正に行われていることを認める。

3. 学長の報酬水準

- ・ 学長の報酬水準について、当法人学長の業務執行状況及び他の国立大学法人の学長の報酬との比較において、妥当であると認める。

4. 保有資産の見直し

- ・ 附属明細書に記述してある平成 26 年度における資産について、減損は行なわれていない。

IV. 重点監査事項に関する調査と監事の意見

平成 26 年度に実施した下記の重点監査事項に関して、関係役職員及び全部局長等からの説明を聴取するなどにより調査した結果と監事の意見を、別添の各資料により、報告する。

- (1) 学長のリーダーシップの確立に関する事項 (別添 1)
- (2) 研究費の不正使用防止のための取組に関する事項 (別添 2)
- (3) 研究不正の防止と研究成果の適切な発表に関する事項 (別添 3)
- (4) 当法人の Web サイトに関する事項 (別添 4)

以上

重点監査事項（1） **学長のリーダーシップの確立に関する事項** （別添1）

当法人では、平成24年10月に現学長が就任して以来、学長の強いリーダーシップによって、教育改革、研究改革、ガバナンス改革を行ってきた。そこで、平成26年度における学長のリーダーシップについて監査した。その内容を、①教育改革、②研究改革、③ガバナンス改革、④学長裁量関係に分けて、それらに関する学長のリーダーシップについて述べた。その結果、学長は強いリーダーシップを適切に発揮していると判断できる。

1. 教育改革における学長のリーダーシップ

1.1 教育改革に関する取組

(1) 新しい教育組織

新しい教育システムの骨格を定めた「教育改革推進の取組方針」に基づき、平成26年度では、カリキュラム等の教育システムを刷新する教育改革を進めており、平成28年4月から新しい教育組織に改組することを決定した。これは、現行の研究科等に所属する教員の組織を、新たに設置する「6学院」及び「リベラルアーツ研究教育院」に改組するもので、学科、専攻、講座を廃止し、学部と大学院の一貫教育を基本として教育を行う組織である。

また、新しい教育組織に所属する教員の決定や、学生定員の決定やカリキュラムの策定などを行い、大学設置審査に向けた準備等を精力的に進め、関係教員の所属配置案を取りまとめた。

(2) 教育改革を推進するための組織等

教育改革における学長のリーダーシップを発揮するために、教育改革の理念と戦略に基づいた全学的な教育の質保証と教育方法、教育能力開発等を行うことを目的とした「教育革新センター」を、平成27年4月1日に設置することを決定した。

また、学生の主体的な学びを促す環境を整備することを目的に、アクティブラーニング対応講義室を新設・改修し、創造的討論や実験の実演を伴う講義を行うレクチャーシアター（先端実験講義室）を整備した。

世界中の学習者にインターネットを通じて当法人の教育を配信するため、大規模オンライン講座「MOOC(s)」の国際的なコンソーシアム「edX」に参加し、平成27年度秋学期の講義配信に向けてコンテンツの制作を開始した。

1.2 教育改革に関する監事の意見

- 改組後の教育組織では、教員は原則として大括りの学院所属として、従来の学科間や専攻間の垣根に縛られることなく、柔軟な教育内容等の見直しが可能となるため、学長が目指している教育改革が実現できると期待される。
- 当法人における今回の教育改革は、我が国では前例のない先駆的な教育組織の改組

であり、学長の強いリーダーシップによってこれを短期間でまとめることができたことを、高く評価している。

- 教育革新センターの新設とアクティブラーニング等の施設整備によって、教育改革が推進できると期待している。ただし、教育の質を高めるための方策と評価の方法の確立を早期に行って、教員等の研修に役立てる必要がある。
- 学長の強いリーダーシップによって教育改革を推進する必要性を多くの教職員が感じているが、一部の教員からは改革の方針やメリット等の説明が十分でないとの意見があることから、今後も必要に応じて全教職員に対する説明をすることが重要である。

2. 研究改革における学長のリーダーシップ

2.1 研究改革の取組

(1) 研究改革の基本方針の策定

学長のリーダーシップの下に、「研究改革の基本方針」を平成 27 年 1 月に役員会決定し、「2030 年までに世界トップ 10 に入るリサーチユニバーシティ」を新たな目標に、国際競争力のある研究を進め、研究の質の向上に取り組み、世界トップクラスの研究を通じた教育を行うこととした。

(2) 研究改革にかかる研究所等の改組

研究改革の一環として、研究組織をフレキシブルに構築・運営するため、「科学技術創成研究院」を設置することを、研究改革の基本方針において決定した。この科学技術創成研究院においては、研究所長や研究グループ代表者がミッションに向かってリーダーシップを発揮できる体制を整備することとし、附置研究所や研究センター等は、研究院に配置して、学院も含めた多様な分野からなる研究グループを機動的に編成する体制とした。

2.2 研究改革に関する監事の意見

- 研究改革の基本方針が策定されたことは重要であり、この方針に基づいた優れた研究改革が推進できると高く評価している。
- 科学技術創成研究院によってフレキシブルな研究組織を構築し運営できるようにしたことは評価できる。ただ、世界トップ 10 に入るリサーチユニバーシティを目指す当法人における現在の（あるいは、科学技術創成研究院の元に置く）研究所の在り方を早急に示す必要があり、学長のリーダーシップが期待される。
- 研究改革の一環として、傑出した若手研究者と女性研究者の発掘と育成、及び支援に関する学長のリーダーシップが必要である。

3. ガバナンス改革における学長のリーダーシップ

3.1 ガバナンス改革の取組

(1) 学長直属の戦略的運営体制の強化

学長のリーダーシップの下に精力的に検討を進めてきた教育改革に続き、研究改革、ガバナンス改革等について全学的に検討するため、「東京工業大学 平成の改革 骨子」を平成26年5月に取りまとめた。そして、これまでの検討の中心として機能していた教育改革推進本部を改組して、「大学改革推進本部」を平成26年7月に設置した。また、同本部の作業部会として、改組後新たに運営制度部会、学院等設置準備部会、田町キャンパス再開発検討部会、入試部会、研究改革部会、情報システム改修部会、IR 室設置準備部会を追加し、それぞれの部会において具体的な検討・整備を行った。

また、学長のリーダーシップによる組織運営機能を強化するため、機動的・戦略的運営に必要な情報を管理分析することを目的とした情報活用IR 室を平成27年4月に設置することを決定した。

(2) 学長による部局長等の選考・任命

研究科長、学系長、学部長及び附置研究所長の選考について、従来は当該部局等の教授会の意向表明を受けて学長が指名する制度であったが、学長がリーダーシップを発揮するためにこの制度を廃止し、学長のビジョンや当法人の経営方針を共有し、その職責を果たすにふさわしい者のうちから、学長が選考し任命することとした。そして、平成27年4月就任の者から実施することとした。

(3) 人事委員会による教員人事の一元化

従来、常勤の教授、准教授及び講師の人事については、当該部局等の教授会の議に基づいて決定していたが、学長のリーダーシップを強化するガバナンス改革の一環として、平成27年4月からの候補者の採用決定については、すべて学長及び理事・副学長で構成される人事委員会の議を経て学長が行う体制に変更した。この場合、学長は、部局等の長から聴取した部局等の方針を踏まえ、中長期的な教員人事を戦略的に進める観点から、教育研究分野及び部局等並びに採用人数並びに任期の有無を人事委員会の議を経て決定することとした。

部局等に割り当てていた人事ポイントについては、全学的な管理・運用とした。また、人事ポストの全学管理・運用に伴う新たな教員選考フローを確定し、人事委員会は、教員を採用する教育研究分野の設定その他の大学の教員人事に関する事項を審議することとした。

(4) 人事諮問委員会の設置

「人事諮問委員会」を平成27年4月に設置することを決定した。人事諮問委員会は、大学の教員人事に関する中長期的な基本方針等の決定に関し、学長の諮問に応じて助言等を行うことを目的とし、理事・副学長2名のほか、学長が教育研究分野ごとに任命する学外有識者9名で構成される。

3.2 ガバナンス改革に関する監事の意見

- 学長直属の戦略的運営体制を強化して、教育改革、研究改革、ガバナンス改革を全学的に推進していることを非常に高く評価している。
- 学長による部局長等の選考・任命と人事委員会による教員人事の一元化は、今回の学校教育法と国立大学法人法に基づく変更であり、学長のリーダーシップを生かすガバナンス改革の特徴的な改革である。この人事改革によって卓越した教員と部局長を任命できると考えられることから、東京工業大学（以下「本学」という。）の教育と研究のレベルが大きく向上することが期待される。
- 外部有識者を含む人事諮問委員会において、当法人の教員人事に関する中長期的な基本方針等を検討することは、今後の当法人の方向を示す際に重要な役割を果たすものとして大きな期待を持っている。ただし、この委員会が機能するためには、学長の諮問事項が重要な意味を持つことから、その点での学長のリーダーシップが期待される。

4. 学長裁量に関するリーダーシップ

学長裁量に関するリーダーシップが実際に発揮されているかを客観的に見るために、

- ①学長裁量経費と②学長裁量スペースに注目して監査をした。

4.1 学長裁量に関する取組

(1) 学長裁量経費

学長裁量経費は、法人化された平成 16 年度において、運営費交付金収入と自己収入の 1%を、法人化前までの学長裁量経費に加算して新たな学長裁量経費として設定し、全学共通予算の 2%に相当した額となった。

現学長が平成 24 年 10 月に就任した後、学長のリーダーシップによる大学改革推進のため、全学共通予算の 3%相当を拡充確保することにした。

また、平成 27 年度一般運営費交付金が、財政面における学内マネジメント機能を高める観点から大学改革促進係数対象事業費の 5%を学長裁量経費として設定されたことを受け、平成 27 年度においては、全学共通予算の 4%相当を拡充確保した。

さらに、スーパーグローバル大学創成支援プログラムの構想「真の国際化のためのガバナンス改革による TokyoTech Quality の深化と浸透」を継続的に実施運営していくための財政面の強化策として、平成 35 年度を目処に全学共通予算の 6%を拡充確保するとの目標を決定した。

ここで、「学長裁量経費（億円）」と「全学共通分収入比率（%）（全学共通分収入に対する学長裁量経費の割合）」の年度変化を図 1 に示す。この図から、学長裁量経費が現学長就任後に急激に増加し、全学共通分収入比率（%）も大幅に大きくなっているこ

とがわかる。また、前述のように平成 35 年度に「全学共通分収入比率」を 6%にするとの決定をしているので、図 1 では、平成 27 年度の値（4%）から平成 35 年度の目標値（6%）までを矢印で示している。

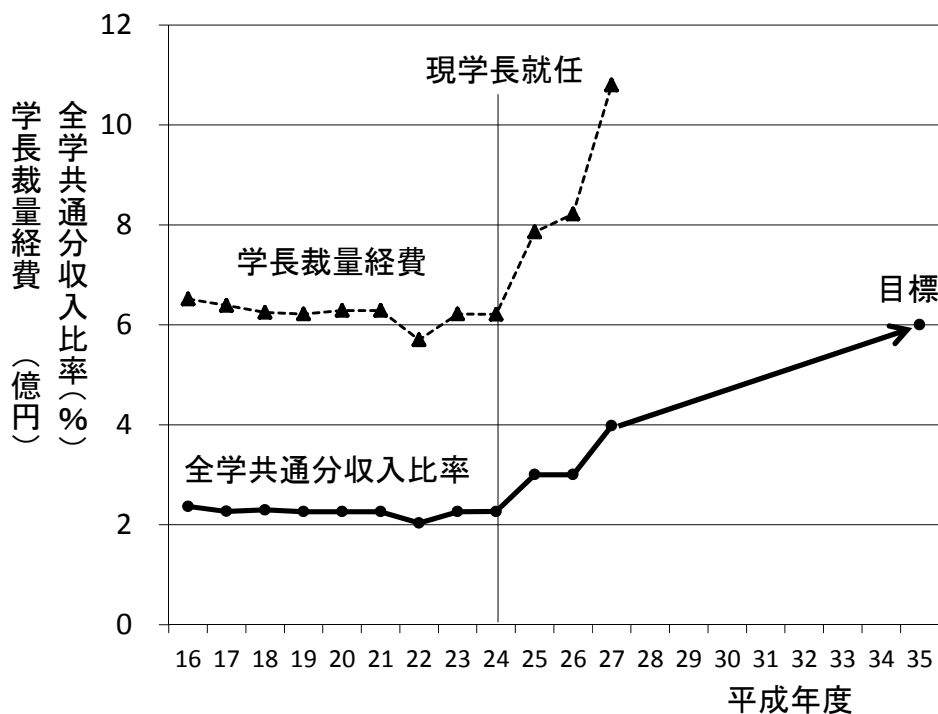


図 1 学長裁量経費・全学共通分収入比率の年度変化と目標

(2) 学長裁量スペース

学長裁量経費と同様に、学長裁量スペースの年度変化を図 2 に示す。この図において、縦軸は、学長裁量スペースを単位数で示しており、法人化された平成 16 年度からの学長裁量スペースの年度変化を、大岡山キャンパス、すずかけ台キャンパス、田町キャンパス、及びそれらの総計について折れ線グラフで示している。この図からわかるように、現学長が就任後に学長裁量スペースが増加していることがわかる。このように増加してきた要因は以下のとおりである。

現学長が就任して 1 月後の平成 24 年 11 月 2 日に、学長のリーダーシップによって「国立大学法人東京工業大学における学長裁量スペースの確保に関する規則」を制定し、学長裁量スペースの確保に関する基本方針を定めた。

大岡山、すずかけ台、田町の 3 キャンパスの総合的利用方針を平成 27 年 2 月に決定し、既存スペースの再配置、集約化の大方針を定めた。

また、当法人におけるスペースに関するガバナンス改革を推進するために、スペースマネジメント体制を強化することを平成 27 年 2 月に決定した。これにより、スペースの再定義、スペース配分基準の策定及びスペースチャージ制が導入され、大学全体のス

ペースの有効活用、スペースの再配分及び学長裁量スペースの増加が図られることにした。

さらに、スーパーグローバルユニバーシティ構想におけるガバナンス改革の一つとして、学長裁量スペースを、平成35年度には3,000単位へ増加させることを目標として定めた。そこで、図2では、平成27年度の値から平成35年度の目標値までを矢印で示した。

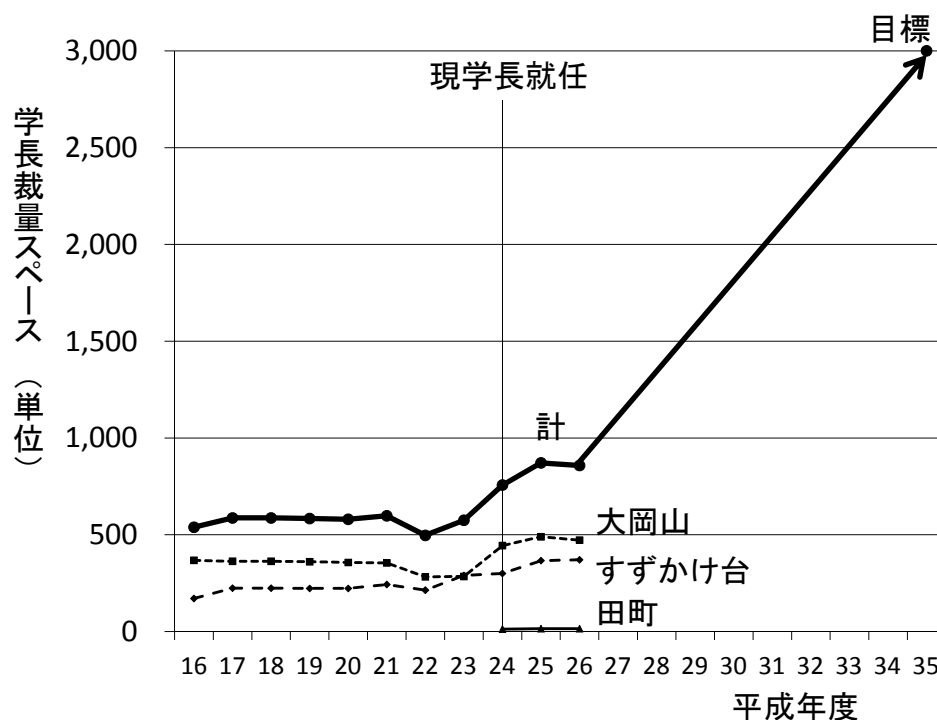


図2 学長裁量スペースの年度変化と目標

4.2 学長裁量に関する監事の意見

- 図1に示す学長裁量経費の年変化は、現学長のリーダーシップが非常に大きいことを示す結果であり、監事としては高く評価している。そのため、今後平成35年度までの間に、全学共通分収入比率の目標である6%に徐々に高めることによって、教育改革、研究改革、ガバナンス改革の大きな成果を達成できると期待をしている。
- 図2に示す学長裁量スペースに関する取組には現学長の就任後に大きな変革をもたらしており、学長のリーダーシップは極めて大きいと高く評価している。

5. まとめと監事の意見

以上、学長のリーダーシップに関する取組状況について説明したが、監事の意見としてまとめると以下のようになる。

- 学長が推進している教育改革は、学長の米国大学における経験をもとにスタートさせ、国際的な通用性をも担保できる優れたものであり、我が国では前例のない先駆

的なものである。そのような教育改革を短期間で進めた学長のリーダーシップは非常に大きいと高く評価している。平成 28 年 4 月に設置される新しい教育組織による新教育の成果が確実に示されることを期待している。

- 研究改革については、平成 27 年 1 月に「研究改革の基本方針」を決定し、研究所等の改組について精力的に検討が始まっており、期待することが大きい。ただ、当法人が「世界最先端の研究ユニバーシティ」も目指していることから考えると、今後さらにスピード感をもった研究改革の推進が必要であると考えます。
- 学長のリーダーシップによってガバナンス改革が進んでおり、戦略的運営体制の強化、学長による部局長等の選考・任命、教員人事の一元化、人事諮問委員会の設置など、大学のガバナンス力を高めることができる改革を実行したことはたいへん高く評価している。
- 学長裁量経費、学長裁量スペースに関する学長のリーダーシップが数字的にも確認でき、高く評価しているが、さらに平成 35 年度の目標に向けて着実に向上していくことを期待している。

重点監査事項（２） **研究費の不正使用防止のための取組に関する事項** （別添２）

本項では、本学大学院生命理工学研究科元教授の研究室における研究費不正使用事件及び再発防止に向けた取組に関する事項についての監査結果を記述する。

上記研究費不正使用事件(以下「当該事件」という。)とは、平成19年度から平成24年度の研究費における不正使用(預け金)が行なわれていたことが判明し、平成26年2月7日に元教授の行為は懲戒解雇相当であることを決定し、また、警察に被害届を出したこと、そして、警察の捜査によって元教授による別業者との間における不正使用(預け金)が判明し、平成26年11月に元教授等が逮捕、起訴され、平成27年6月現在も公判継続中であることを指す。

当法人では平成25年に設置した調査委員会により元教授の研究室における不正の実態を調査し、平成26年3月には、「研究費の不正防止のための当面の取組方針」を役員会決定した。この方針に基づき、すぐに着手できる防止策については実行に移したが、平成26年11月元教授の逮捕後は、当該事件に係る納品検収のチェックの厳格化等の対策を検討試行するとともに、抜本的な再発防止策を検討するために「教育研究資金不正防止対策推進委員会」を設置し、外部有識者の助言を十分踏まえて、平成27年3月に新たな教育研究資金不正防止計画を策定し、公表した。

両監事は、役員会、臨時役員会、教育研究資金不正防止対策推進委員会等へ陪席し、当該事件の経過や不正防止計画の策定方針、具体的取組状況、学内外への公開の方法等について説明を受け監査するとともに、随時意見を述べた。

1. 元教授による研究費不正使用事件と当法人の対応について

平成25年7月に「大学院生命理工学研究科元教授の研究室における研究費不正使用に関する調査委員会」が学内に設置され、継続して調査した結果、研究費不正使用の実態が明らかになり、平成26年2月7日に元教授の行為は懲戒解雇相当であることを決定し、また、警察に被害届を出した。それを受けて警察での捜査が進められ、11月には元教授等の逮捕に至ったものである。捜査内容については公開されないため、十分な情報を得ることができず、また、当法人より元教授等への告訴を出すに当たっても、警察、検察との連携を要請されたため、自主的な行動を自粛せざるを得なかった。

そうした状況において、元教授等の逮捕や起訴等が警察・検察によって公開されるに合わせて、間髪を入れず当法人としての調査・取組状況等の学内外への公表を行う必要があった。そのため、定例の役員会のほか、随時、臨時役員会、教育研究資金不正防止対策推進委員会、臨時経営協議会等が開かれ、公表の方法、内容等について協議を行った。

両監事は、こうした場に陪席し、また担当理事や事務職員等からの説明を受け、さまざまな意見を述べてきたが、とりわけ、

- 理事・副学長，コンプライアンス担当副学長等の執行部が，担当を超えて危機意識を共有し，対応に当たること。
- 報道発表文や想定質問の作成，発表担当者や発表時期の選定に当たり，国民に不透明感を与えないこと，また，執行部としての責任を明確にすること。
- 報道発表による学外への発表のタイミングと経営協議会委員，教職員，学生等学内への周知タイミングを適切に調整し，組織的な混乱を起こさないようにすること。などを指摘した。

当法人では学内外への公表について，逮捕直後の記者会見，物品納入等の経理面の改革での取組状況等についての大学公式 Web サイトでの周知，学長による全学説明会，学長による最終記者会見などを実施した。これらの学内外公表に関する取組は，警察等による情報管理が厳しい中，適切に行われたと考えている。

2. 研究費不正使用防止に向けた取り組み状況

今回の当該事件や文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正を踏まえ，抜本的な対策計画が立てられ，平成 26 年度に実施できるものについては，試行を経て本格実施に移されている。その詳細な内容については，「平成 26 事業年度に係る業務の実績に関する報告書」に記載され公表されることになっているので，ここでは，その主な取組を紹介し，監事が指摘した意見を述べる。

(1) 学長を委員長とする「教育研究資金不正防止対策推進委員会」を設置し，今回の不正防止対策に係る課題の抽出並びに不正行為の再発防止策の検討を行い，外部有識者の助言を十分踏まえて，新たな教育研究資金不正防止計画を策定し，ガバナンス体制の強化を図った。この外部有識者の助言を求めることに関しては監事からの意見による。

(2) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」の改正を踏まえ，平成 27 年 3 月，「国立大学法人東京工業大学における教育研究資金の適正な運営・管理に関する規則」及び「国立大学法人東京工業大学における教育研究資金の不正使用についての調査等に関する規則」を制定した。

(3) 「不正防止推進部署」として，現行のコンプライアンス室を改編し，「教育研究資金適正管理室」を設置するための設置要項を制定し，迅速な意思決定及び有効なモニタリング方法が検討できる体制を構築した。監事はこの体制見直しに加え，執行部内の情報の共有・管理，対応策の検討と実施を一元的かつ的確に行うために，全理事・副学長が一体となって管理運営できる体制を確立するよう指摘し，平成 27 年度に実施することとなった。

(4) 業者との癒着の発生を防止するとともに，不正につながりうる問題が捉えられるようモニタリングを行うこととし，全ての予算詳細責任者が管理する全ての大学運営経費について，臨時監査を実施した。この監査作業は，膨大なものになったが，重大な指

摘事項はなかった。

(5) 休職中の者などを除く全教職員から「不正を行わないこと」等を記述した誓約書の提出を求めることとした。誓約書を提出しない者については、研究費の運営・管理に従事することを認めないこととした。監事としては、誓約書提出後しばらく経つと教職員の不正をしないとの意識が低下してしまう恐れがあり、継続的な何らかの方策がとられることを期待したい。

(6) 研究費の使用ルールの周知徹底のため、研究に携わる者及び研究費の運営・管理に関わる者を対象とした「教職員向け研修会」を実施した。この研修に参加しない教員は研究費の申請・受給を認めない、また、研修に参加しない事務系職員については研究費の運営・管理に関わることを認めないこととしている。監事もこの研修に参加したが、研修参加者から多くの質問意見が出て、意識が高まっていることを確認した。そのほか、科研費説明会、会計事務に関する研修会などにおいてもこの件について取り上げ、周知されている。

(7) 研究費の不正使用防止のための「物品納入等の経理面の改革」を行った。また、この改革に係る教職員等の理解を深め、また周知徹底を図ることを目的として、学長自らによる全学説明会を数回にわたり実施した。改革の主な内容は、以下のとおり。

- ・ 教員発注上限額を、100万円未満から50万円未満に引き下げた。
- ・ 研究室において適正な研究費管理が行われていることを確認するため、学内統一の「発注簿」の作成を義務付け、四半期に一度予算責任者（部局長）へ提出する。
- ・ 旅費の支給を含む出張に関する必要な手続きについては、出張報告書の記載内容の充実及び客観的な証憑類の充実を図ることにより、旅行の実態を事務職員が確実に把握できる環境作りを整備。確認書類（出張用務等確認書、宿泊証明書、特急・急行券等）の提出義務化については平成27年度より実施することにした。
- ・ 謝金・給与等の支給については、事務職員が作業従事者本人と面談する機会を確保するなどにより、作業実態を確認する取組を強化する。
- ・ 物品等請求システムによる使用者登録に関し、予算詳細責任者から登録届を改めて徴取する。
- ・ 二重検収（物品の使い回し）等の不正を防止するため、納入物品に「シール」でマーキングを行う。検収員や契約担当職員が納品されたものの確認を抜き打ちで実施する。
- ・ 役務作業について、作業終了後の確認のみではなく、発注書や写真等により、作業前若しくは作業中の状況も併せて確認・検収を行う。
- ・ 教職員等による自己検収制度は原則廃止し、検収センターで検収する。また、業者による研究室等への直接納品も原則禁止する。
- ・ 業者が納入物品の持ち帰りを行わないよう、当法人構内に入構した納品車両を対象として出口管理（出口ゲートにて荷台等の確認）を実施することにした。

- ・ 「不正を行わない」「大学の求めに応じて必要な書類の提出等に協力する」等の項目が記述された誓約書の提出をすべての取引業者に義務付け、誓約書を提出しない業者については、取引を行わない。
- ・ 不正に加担した業者への取引停止期間を、現行の「最長9月」から「最長24月」へ延長した。
- ・ 換金性の高いパソコンについては10万円（税込）未満であっても通常の小額備品と同様の物品管理を実施することにした。

上記のような改革を検討実施するに当たり、例えば出張における確認書類提出等の取組について、部局長等から実施に難色を示す者もいるなかで、監事より当法人の置かれている危機的状況を説明したこと、より厳しい納品検収制度への改革により事務職員や検収員等の負担が増えることに対する配慮を求めたことなど、さまざまな場面で監事としての意見を述べた。

(8) 当法人が行った経理面での研究費不正使用防止の取組状況について、大学公式Webサイトで随時公表を行った。また、平成27年3月に「教育研究資金不正防止計画」の策定に併せて記者会見を行い、当法人が教職員一同、不正を生まない厳正な教育研究環境を構築するため、教育研究資金不正防止対策を推進し、信頼回復に努めていくことを直接説明及びホームページで公表を行った。この公表に当たっては、1. で述べたように、監事は公表内容等について監査した。

3. 監事意見のまとめ

以上、当該事件と当法人の対応、研究費不正使用防止に向けた取組状況について紹介するとともに、監事からの指摘事項について述べた。そのほか、監事から役員会で平成26年3月に策定した「研究費の不正防止のための当面の取組方針」のすべての項目について速やかに実行に移し、当法人の中期計画への評価等への影響を最小限にするよう求めていたが、結果的には厳しい評価結果となった。

なお、平成27年3月、今回の研究不正を踏まえた管理監督上の責任を明確にするため、学長は報酬の10分の1を3ヶ月自主返納するとともに、4名の理事・副学長に対して「厳重注意」を行った。これを受けて、各理事・副学長は報酬の10分の1を1ヶ月自主返納した。これについても、学内外に公表している。

監事の意見としてまとめると、

- 前年度までの元教授の不正行為が明らかになったにもかかわらず、防止策の方針を出したもののすべてを実行に移すまでの期間が長く、当法人の対応が遅いとの印象を受けた。
- 警察等の情報管理のため情報が学内で浸透していない中でやむをえない状況ではあったが、部局長等で構成される会議での危機意識の不足は否めなかった。

- 再発防止に向けて策定したさまざまな取組については、全国の国立大学法人の中でもっとも厳格なものと考えられ、適切であると考ええる。
- 学長自ら数回にわたる全学説明会や平成 27 年 3 月の記者会見において、当該事件の経緯や再発防止に向けた取組の説明と不正を起こさない大学にするとの決意を述べており、評価する。
- 今後、不正が起きないようにするためには、教職員個々人の不正をしないという意識が持続することであり、経理的な監査とともに、教職員のモラル向上への取組状況についても監査していく。

重点監査事項(3) 研究不正の防止と研究成果の適切な発表に関する事項 (別添3)

理化学研究所における STAP 細胞論文の不正に大きな関心が持たれ、研究不正が社会的に問題になっていることから、当法人における研究不正防止について重点的に監査をすることにした。ここでは、①教員・研究員を対象にした研究不正の防止、②平成 26 年度における研究不正の防止に関する取組、③学部学生・大学院生に対する研究不正の防止に関する指導の状況について監査を行い、その結果を踏まえて監事の意見を述べた。

1. 教員・研究員を対象にした研究不正の防止

1.1 研究不正の防止のためのパンフレット等の状況

(1) 「東京工業大学における研究者等の行動規範」

「東京工業大学における研究者等の行動規範」を定めている。ここで示されている内容は、①研究者の基本的責任、②研究者の姿勢、③社会の中の研究者、④社会的期待に応える研究、⑤説明と公開、⑥科学研究の利用の両義性、⑦研究活動、⑧研究環境の整備及び教育啓発の徹底、⑨研究対象などへの配慮、⑩他者との関係、⑪社会との対話、⑫科学的助言、⑬政策立案・決定者に対する科学的助言、⑭法令の遵守、⑮差別の排除、⑯利益相反、⑰研究を支援する者の責任、となっている。この行動規範は、日英表記のパンフレット(A4二つ折り)としており、研究室やプロジェクトを運営する教員から研究に携わる者に配布し、周知徹底を図っている。

(2) 研究活動に係る不正行為に関するガイドライン

不正行為(ねつ造、改ざん、盗用、研究費の不正使用)の防止を目的として、研究活動に係る不正行為に関するガイドラインを定めている。このガイドラインの対象となる研究者は、当法人に所属する又は当法人の名を冠した肩書きを使用して研究活動を行うすべての者(常勤、非常勤、学生等の身分及び特任教授、客員研究員、RA、産学官連携研究員等の呼称も問わない。また、資金の主たる受給者であるかどうかも問わない。)としている。

1.2 研究の不正防止に関する注意事項の周知に関する取組

研究不正の防止に関する注意事項の周知については、以下のように行われている。

(1) 研究室、プロジェクト構成員の雇用時

教員や研究員の採用の際には、候補者の学位及び経歴の確認を徹底するために、履歴書や推薦書の提出を求め、前職の機関や紹介者に確認することになっている。また、採用の際の辞令交付には、部局長から不正防止についての説明を行っている。

(2) 新採用者を対象にした研修会

新採用者に対する研修会を年に2回実施し、新採用者の出席を義務付けており、その中で、公正な研究活動に関する説明を行っている。

(3) 部局長・評議員研修

新たに部局長，あるいは，評議員になった者を対象にした研修において，適正な研究活動について説明し，部局長・評議員として部局内における指導的な活動を求めている。

(4) 研究遂行時

研究に関与する教員・研究員に対する研究活動の倫理教育に関連して，行動規範パンフレットを配布し，構成員へ各種研修や説明会への出席を義務付け，出席者が研究グループ内に報告するようにしている。また，留学生や外国人研究員には英語による倫理教育の実施を心がけている。

(5) 発覚時の初動対応

遅滞なく「総合通報・相談窓口」へ通報し，対応を要請するよう周知している。

1.3 従来からの不正防止の取組に関する監事の意見

- 当法人で研究を行う教員・研究員を対象にした研究不正防止に関するパンフレット等を作成しており，不正防止に関する周知に努めていることを確認した。
- これらの周知で十分であるかの検証は難しいが，現在の社会状況を考えると研究不正の防止についての教員・研究者の意識向上への取組を継続的に実施することが重要である。

2. 平成26年度における研究活動の不正防止のための取組

2.1 研究不正の防止に関する平成26年度の取組

(1) 文部科学省のガイドライン改正に伴う規則の制定

平成26年8月26日に文部科学省の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」が改正されたことに伴い，当法人における公正な研究活動に関する基本的な事項を定めた「公正な研究活動に関する規則」と，研究活動の不正行為が行われたり，疑義があったりした場合の調査体制，手続き等を定めた「研究活動の不正行為についての調査等に関する規則」を制定した。なお，この規則は，平成27年4月1日より施行されている。

(2) 疫学研究等倫理審査委員会規則の一部改正

「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号）の施行に伴い，当法人における人を対象とする研究の実施に関する規則第4条第2項に基づいて当法人に置かれる「人を対象とする研究倫理審査委員会」に関する規則の一部を改正した。

(3) 論文剽窃チェックツールの導入

論文剽窃チェックツール「iThenticate」を平成26年6月に導入した。博士論文については，原則として本ツールを利用し，発表・公表前に論文剽窃等のチェックを行うものとした。

(4) 教職員が厳守すべき公正な研究活動に関するチェックリストの自己確認

教職員が厳守すべき事項のチェックリストを30項目挙げて、その根拠となっている規則等を調べることができるようにして、教職員に自己確認をしてもらった。この30のチェック項目は、行動規範が3項目、研究費等使用ルールが10項目、学生アシスタント関係が2項目、秘密保持が1項目、利益相反1項目、奨学寄附金が4項目、発明をした場合が4項目、学生の発明等に関する場合が2項目、安全保障輸出管理が3項目からなっている。

平成26年5月から6月に第1回のチェックリストの自己確認の依頼を行い、未回答者と新採用者を対象に第2回の依頼を平成27年1月に実施した結果、常勤職員の92.0%、非常勤職員の75.6%が自己確認を行った。また、96.9%が「参考になった」と回答した。

2.2 平成26年度における研究不正の防止の取組に関する監事の意見

- 平成26年度に制定・改定した規則は、文部科学省のガイドラインや倫理指針の改正に基づいたものであり、当法人の教員・研究者はその重要性を十分理解して、適正な研究活動を行うように常に留意する必要がある。
- 論文剽窃チェックツールを導入したことは評価できる。今後は、このツールの利用を促進する方策を検討すべきである。
- 公正な研究活動に関する自己確認の活動については、96.9%の教職員が「参考になった」と回答したことから、この自己確認活動は有効であったと評価している。また、今後、必要に応じていつでもこの自己確認ができるように、Webサイトを立ち上げることを期待している。

3. 学部学生・大学院生に対する研究不正の防止に関する指導の状況

公正な研究活動に関わる基礎については、学部学生や大学院生の段階から学んでおくことが重要である。そこで、学部学生・大学院生に対する指導の状況を調査した。

3.1 学部学生・大学院生を対象にした研究不正の防止に関する取組状況

(1) 入学時のオリエンテーションにおける説明

学務部教務課では、新入生を対象とした学部新入生総合オリエンテーション及び大学院オリエンテーションにおいて、「論文等の執筆・提出時の盗用・剽窃に関する注意について」説明をし、留意するように指導をしている。

(2) 「キャンパスガイド」(学部新入生に配布)における説明

大学における履修に関する各種の手続きや案内、大学生活に必要な情報、注意事項、禁止事項を記している「キャンパスガイド」を学部新入生に配布しており、その中の「学習について」の項において、期末試験におけるカンニング等の不正行為、不正レポート(他人のレポートのコピー、出典を明記しない引用)を、「情報倫理とセキュリティ」の項において、倫理的・法的な規則として著作権について説明し、研究不正につながる

ないように、学部学生の中から注意を喚起している。

(3) 「情報倫理とセキュリティのためのガイド」(学部新生に配布)における説明

倫理的・法的規則については学部新生のときからきちんと理解する必要があるため、前述の「キャンパスガイド」のほか、「情報倫理とセキュリティのためのガイド」を配布しており、その中で、著作権について説明している。特に、許可なく複製や使用が許される場合の説明と共に、著作権を侵害しないよう注意を喚起している。

(4) 授業における指導

情報ネットワーク科目「コンピュータリテラシ」(学部：推奨学期Ⅰ)において、著作権法で定められている「適切な引用の仕方」や「盗用」について指導している。また、若手特任教員、研究室所属の学生には、「研究者の倫理」の授業を受けるように指導している。

一部の学部では、研究分野における倫理教育、関連する法令についての講義を3年生を対象に行っている。

学生実験や演習などの授業において、基本的な研究データの取り扱いや実験ノートの書き方、保存の仕方を指導することによって、適切な研究の在り方と倫理観を涵養している。

3.2 学部学生・大学院生を対象にした指導に関する監事の意見

- 研究不正の防止については、学部学生・大学院生の時から繰り返し周知することが重要であるため、学部学生・大学院生を対象に指導を継続的に実施することが重要である。

4. 監事意見のまとめ

以上の結果を踏まえて、研究不正防止に関する今後の取組に関する監事の意見をまとめると、以下ようになる。

- 平成26年度は、研究不正防止に関する規則の制定や改正を行ったので、それらの規則を教員や研究者に継続的に周知することが重要である。
- 平成26年度に実施した「公正な研究活動」の自己チェックリストの確認については、96.9%の教職員が「参考になった」と回答していることから、この自己確認事項をいつでも教職員が自らチェックできるようなWebサイトを作成することを期待している。
- 新採用者には、この自己確認を必須で行うようにすることが必要であると考えられる。
- 公正な研究活動の基礎については、学部学生・大学院生のときから修得することが重要であるので、学部学生・大学院生を対象にした教育を継続的に実施することが必要である。

現在推進している教育改革・研究改革を達成するにあたっては、当法人の公式 Web サイト（以下「公式サイト」という。）は重要な役割を果たす。とりわけ、理工系総合大学として世界トップテンに入ることを目指す本学にとって、海外から好感をもってアクセスされる優れた英語 Web サイトは必要不可欠である。そこで、当法人の Web サイトによる情報発信の取組について重点的に監査することとした。具体的には、現状の公式サイトについて調査するとともに、各部局等の Web サイト（以下「部局等サイト」という。）による情報発信の取組状況をヒアリングした。また、平成 28 年度から本格的にスタートする新しい教育組織等に関する Web サイトの企画・設計状況、及びグローバル化に向けた「国際交流」への取組をアピールする Web サイトの制作状況について広報センターにヒアリングし、監査した。

1. 現状の当法人公式 Web サイトについて

当法人が外部に公開している公式サイト及び部局等サイトの調査結果を下記に示す。

- ・ 公式サイトは、平成 25 年 10 月 1 日に全面的にリニューアルされた。その結果、ニュース情報発信ページについて平成 24 年度の学外からのページビュー（PV）が総計約 22 万 PV であったのに対し、平成 26 年度は約 67 万 PV と大幅に増加した。
- ・ また、教職員・学生の投稿や広報センターの取材・執筆による「東工大ニュース」の発信数は、平成 26 年度 374 件(日)、146 件(英)であり、前年度比 134% (日)、128% (英)と発信回数と内容を充実したことも PV 増につながったと考えられる。
- ・ 「Gomez による Web サイトランキング」を行っている会社（モーニングスター）では、平成 25 年 7 月時点での全国の国公立大学のサイト情報をもとに評価した結果を公表している。それによると当法人は総合評価で 19 位であった。この総合評価は使いやすさや情報の充実度等の評価で行っているとのことである。また、受験生向けに工夫された情報づくり、研究成果等の積極的な情報発信などを評価する「情報先進性評価」では、同時点で 4 位であった。残念ながら、リニューアル後の評価結果はまだ発表されていない。
- ・ 広報センターでは、平成 27 年 3 月末に上記モーニングスター社による公式サイトの主にニュース発信についての評価とコンサルティングを受けた。その結果、下記のような指摘があった。
 - スマートフォン対応状況（段階的に対応すべきだが、喫緊の課題である。）
 - 直感的で誤解のない記号やマークの使用。
 - 海外から閲覧時のサイトの表示速度（ヨーロッパからのアクセスで表示が遅い。）
 - 閲覧者の年齢層を考慮した文字サイズ、色使い（一部推奨基準より小さい文字

が使用されている。)

広報センターはこの評価結果を受け、今後のサイト運営に活用していくとしている。

- ・ また、監事自身が前述の Gomez 評価ランキング 1 位の明治大学の Web サイトをアクセスし、リニューアルした当法人のものと比較したところ、一覧性の良さ、ユーザーインタラクティブ性の良さ、知りたいところへの到達のしやすさ、動画紹介による高校生への興味の持たせ方などでは、明治大学のほうが一段優れていると感じた。一層の改善が望まれる。
- ・ さらに、監事が現状の公式サイト及び部局等サイトを部分的ではあるがアクセスし調査したところ、以下のような問題点が明らかとなった。
 - 公式サイトから部局等サイトに移ったときの各部局等のトップページの作りが統一されていない。
 - 部局等サイトの中には、日本語版のコンテンツに比べ英語版では貧弱になっているものがある。
 - 部局等サイトの中に、イベント終了後もその記事が残っているなど古いコンテンツがごく一部であるが、見受けられる。また、平成 25 年のまま情報更新がなされていないサイトもある。
 - 公式サイトにおいて教育改革を大きく取り上げているが、在学生、受験生の立場から見た場合、それぞれ自分がどういうふうに関わっていくのか分かりにくい。
 - 部局等サイトのうち、工学部→各学科のサイトにある URL をクリックしても各学科へのサイトに飛んでいかない問題点がある。理学部、生命理工学部のサイトは問題ない。
 - 公式サイトにおいて、トップページ→教育→学部→各学部→各学科と、トップページ→大学で学びたい方→学部紹介→各学科で書かれている内容が異なり、例えば前者には就職状況などが書かれていない。後者の受験生向けは充実しており、それに合わせるのいいのではないか。
 - イノベーションマネジメント研究科技術経営専攻に対する認証評価において、「学習案内」パンフレットと当該専攻の Web サイトに掲載された事項が統一されていない、情報が更新されていないなどの指摘があり、早急に改善することが求められる。

2. 各部局等の Web サイトに関する部局長等からのヒアリング結果

各部局等における Web サイトによる情報発信に関する主な取組状況と課題(要望)について、各部局長等にヒアリングした結果を以下に示す。

- ・ 専門職員(非常勤)を Web 担当として配置し、随時更新している部局が多い。慣れない職員でも更新が簡単に行えるよう措置している部局(像情報)もある。

- ・ 部局内広報専門委員会等において掲載事項を審議の上情報発信している部局が多い。
- ・ イベント情報を Web サイト以外に, twitter と Facebook でも発信している部局(社会理工)や, 講演会, 研究室公開の様子を twitter や Facebook で動画配信(試行)している部局もある(精密工学)。twitter と Facebook による情報発信は, 学生から評判が良いとのことである。
- ・ 高校生用に学部情報や就職状況, 卒業生の活躍の様子などを発信したり(生命理工), 修了生の活躍に関する情報を充実させようとしている部局(イノベーションマネジメント)がある。
- ・ 現在, 英語版 Web サイトの内容, 更新頻度ともに日本語版に比べ劣っている部局等が多いが, どの部局等も今後充実していくことを明言している。
- ・ 一方で, すでに英語版を主に作成している部局(元素戦略)があり, 英語による発信を重視している。また, 英語サイトでは研究者向け, 日本語サイトでは一般向けとターゲットに合わせて別コンテンツで発信していくとしている部局(ELSI)もある。今後, グローバル化に対応するため英語版の Web サイトを主にすることを検討している部局もある(精密工学)。
- ・ 1~2年前に Web サイトを全面的にリニューアルしたばかりの部局が数件ある。教育改革を平成 28 年度に控え, 特に英語版のリニューアルをストップしている部局が多い。
- ・ 少人数の部局のため, 各教員の個人ページに頼っていて, 内容に部局としての統一感がなく, 現状は個人差が大きいと悩む部局がある。このようなことから, HP のテンプレート作成を全学的に行って欲しいとの要望や Web の英文作成や校閲などの取組を全学的に行って欲しいとの要望が多い。
- ・ 専攻レベルで最新情報の発信を行っているが, 研究科レベルでは二度手間になるためあまり行っていないとしている部局がある。これらを自動化する方法やポリシーについて全学的に統一してはどうかとの提案が出されている。
- ・ 事務局では, 学務部と国際部以外は各組織に運用を任せている状況だが, 今後事務局で発信する情報はすべて公式サイトに統合する予定としている。それは Web サイト運用の専門知識がない組織が Web サイトを管理しているのはセキュリティ上問題があるとの理由が大きいとしており, この視点で全学的に見直すことが必要であろう。また, 事務局の Web サイトは多くは英語化されておらず, 公式サイトへの統合時に英語化を進めるとしている。

3. 広報センターにおける, 新教育組織等に関する情報発信 Web サイトの企画・設計状況及びグローバル化に向けた取組をアピールする Web サイトの制作状況について

広報センターでは平成 28 年 4 月から刷新される新しい教育組織及び教育内容につい

での Web 情報発信に関するプロジェクトを発足させ、活動を開始している。平成 26 年度末にはサイト設計書、システム設計書などを作成したが、そのプロセスでは、下記の取組を行っており、特筆に価する。

- ・ Web サイト企画提案業者選定のため、コンペティションを実施することとし、前記「大学サイトランキング」トップ 10 について調査し、公募資料を作成した。
- ・ 落札した企業による制作を進めるにあたり、新しい各学院、研究教育院、及び各系から選出された広報担当委員らと 7 回にわたるワークショップを実施。サイトの構造、マップ案の作成、運用体制イメージの共有、大学院受験募集の全学統一化などの検討を行い、設計に反映させた。
- ・ 平成 27 年度中の制作、平成 28 年 1 月に学内トライアル公開、同 4 月に学外公開を目指す。

また、広報センターでは上記の取組と同時に、Web サイトグローバルナビゲーション「国際交流」の改訂も行っている。これは、当法人がいかに関国際化しているか、そして今後さらに国際化していくことを目指しているかを、国内外にアピールするためのサイトの改訂である。制作業者選定コンペティションやサイト制作にあたっては、国際部と連携するとともに、受け入れ留学生、海外研究者に対しインタビューを行ない、当法人の魅力を盛り込んだコンテンツ作りやサイト構造・導線設計に反映させた。

4. まとめと監事の意見

- 上記 2、3 に述べたように、部局等サイト等にはいくつかの問題点があるが、平成 28 年度から始まる新教育システム、新組織の実行に向けて、広報センターが中心となって Web サイトを大きく更改する予定になっており、それに関連するページの修正、改善は、広報センターの変更を待ってから行うことが効率的である。
- 新教育システムや受験生募集などの Web サイト構築にあたっては、全学的に統一されたデザインとコンテンツにすることが重要である。広報センター等では、Web サイトの枠組みを用意することができるだけであり、内容は各学院、研究教育院及び各系の広報担当者とそのバックにいる関係の教職員に負うところが大きい。全学的に連携協調した取組が望まれる。
- 大学グローバル化にあたって Web サイトの英語対応の強化が全学的にも各部局等においても求められる。効果的で効率的な対応体制の確立が望まれる。
- 教育改革、研究改革、グローバル化への対応に加え、さらに当法人のアクティビティを積極的にアピールするためのニュース発信機能の強化や、公式 Web サイトのセキュリティ対応など、Web 担当の業務が一層煩雑になると予想され、広報センターの体制の強化が望まれる。